

第6回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年9月5日（金） 午後2時02分～3時20分

●会場 川島町公民館 集会室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈協議事項〉

協議第26号 公共的団体の取扱いについて

協議第27号 慣行の取扱いについて

協議第28号 介護保険事業の取扱いについて

協議第29号 電算システム事業の取扱いについて

協議第30号 学校教育事業（義務教育）の取扱いについて

協議第31号 社会教育事業（公民館）の取扱いについて

協議第32号 社会教育事業（図書館）の取扱いについて

協議第33号 社会教育事業（歴史民俗資料館）の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○「新市建設計画策定に関する小委員会」の設置について

○「合併協議項目」の協議状況について

○第7回以降の合併協議会開催日程等について

○川島町内主要施設等視察について

5. 閉 会

●出席委員

会 長 森 真
副会長 野田敏雄
委 員 横山隆一郎 白木 博 尾関益男 野田 功
広瀬利和 長谷川匡一 星野鉄夫 武藤孝子
小島 武 苅谷彰三 村井宏行 田中露美
小森利八郎 横山勝利

●欠席委員

松田之利 松原史尚

●事務局職員

事務局長 五藤 勲
事務局次長 藤ノ木大祐 松岡秀人 林 昭光
事務局長補佐 村井清孝
総務係長 稲川和宏
計画調整係長 前田直宏
事務局員 稲垣嘉朗 江田裕之 前島宏和 尾関 淳

●説明者

企画財政部会 松岡秀人（各務原市企画財政部企画政策課長）
五島次郎（各務原市企画財政部情報推進課長）
総務部会 五島仁光（各務原市総務部長）
星野正彰（各務原市総務部総務課長）
福祉部会 熊崎敏雄（各務原市健康福祉部長）
堀部信治（各務原市健康福祉部高齢福祉課長）
教育部会 高根靖臣（各務原市教育長）
水野建次（各務原市教育委員会事務局学校教育課長）
岩井晴栄（各務原市教育委員会事務局次長兼総務課長）
岩田敏幸（川島町ほんの家館長兼川島町ふるさと史料館長）
岩田幸久（川島町公民館副館長）
深尾友一（各務原市中央図書館長）
大森利博（各務原市歴史民俗資料館長）

●会議録

午後2時02分 開会

【事務局長】

皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第6回木曾川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

初めに、協議会の会長の森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、ご苦労さんでございます。

今日は第6回目の合併協議会でございますが、川島町公民館をお借りいたしまして、これから進めたいと存じます。

今までの経過は、ご承知のとおり、極めて順調に進んできたと思っております。だんだん時期が切迫してくるわけでございますが、懸案事項をきちんきちんと処理しつつ、さらに信頼と互譲の精神でもって進んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

本日はマイクを用意してございます。ご発言のある方のところへマイクを持ってまいりますので、それからご発言をお願いしたいと思います。

では、規約に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと思います。

では森議長さん、よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

星野鉄夫委員と尾関益男委員のお二方をお願いしたいと思います。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしく申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日は、協議事項8件が議題として提出されております。

早速、協議に入りたいと存じます。

協議第26号の公共的団体の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

それでは、お手元の資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

協議第26号といたしまして、公共的団体の取扱いについてということでございます。

協議案を朗読させていただきます。

公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情

を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。

①といたしまして、両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

②といたしまして、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

③といたしまして、独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねるということでございます。

続きまして2ページ目をご覧くださいと思います。

先ほどの四角の中の繰り返しになりますが、調整方針といたしまして、公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方については以下の方針により調整を行うということでありまして、①、②、③と、先ほど朗読させていただきました同じ内容の繰り返しであります。

留意事項の欄でございます。

合併特例法に基づきまして、公共的団体には合併市町村の一体性を損なわないように速やかな努力義務が一応課せられております。そして、自治法におきましては、公共団体がそういう監督権をもって公共的団体に調整権を持ちますよと、いろいろ働きかける権限があるというようなことを参考に記載しておきました。今回この時期に極めて当たり前のようなこの方針を出しましたが、確認の意味で今回提出させていただきましたので、よろしく申し上げます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございます。協議第26号につきまして、ご意見、あるいはご質問等ございましたら、いただきたいと存じます。

【副会長：川島町長】

公共的団体は、法令に基づくもの、あるいは自分たちの定款によって行うもの、あるいは許認可を要するもの、いろいろありますけれども、法令というのは遵守する必要があると思っております。それぞれの定款、あるいは許認可等々ございますけれども、私が今まで特に公共的団体のうち要望という形で承っておりますのは商工会なんですね。それで、各務原市さんの場合は商工会議所ということで、ランクが違う、それから法的根拠も違うというようなことで、ご要望の内容は、将来的には切磋琢磨して一緒になっていくんですが、当分の間、何とか商工会そのものは残ることができないのかと。県下の実情を見ていきますと、たしか大垣の赤坂もそんなような事情があって、今もそうかなあ、ちょっと不勉強で恐縮ですが。そういうこともあるもんですから、団体の自主性はもちろんですけど、法的根拠がある場合は法に従うということは当たり前のことでございますけれども、そんなことに留意しながらできないもんかなあというようなことは思っております。

それから、これは要望とかではございませんけれども、町内で話題になったことはないんですが、農協でございます。農協は、県下で一番小さい農協ということで最後まで残ってお

ったんでございますけれども、2、3年前だったと思いますが、岐阜南農業協同組合と合併して今日に至っているというようなことです。ここは、今、定款のサービス区域がそれぞれ合併問題に取り組んでおるといような状況でございます。そういう中で、現在の取り組みどおり進めば、これは岐阜市と各務原市さんになるということになると思います。これも組合自体で定款に基づいてやっておられるということでございますので、その辺はじっくりと、精神は精神としてやっていき、内容についてはできるだけ自主性といいたいでしょうか、そういうような形で留意しながら我々は当たっていく必要があるのではないかと、こんな思いであります。以上です。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご質問、あるいはご意見等ございましたら、いただきたいと思っております。

【村井宏行委員】

今、副会長の野田町長から言っていただきましたけれども、川島町は、ちょうど今の商工会長もここにおりますけれども、今までの流れというか、長い間商工会として活動している中で、どうしても商工会でしかできないというようなものがあるわけですね。この合併を機に商工会を解散して会議所の方と一緒にするという大変さがかなりあるかなということ、私は青年部を担当しているんですけども、できましたら現状のまま、しばらくの間、徐々に交流を深めながらという形でやっていただければいいんじゃないかなと思っております。

それと同じように、スポーツ団体とか教育関係とか、ご存じのとおり、伊奈波地区というか、羽島郡4町でやっている部分がたくさんございます。これもいきなり各務原市と一緒にやるというと、今、徐々に野球なんかでも交流を深められているということは聞いているんですが、いろんな団体でそんなことをこれからされていくかと思うんですけども、今までのやっぱりおつき合いはおつき合いで大事にしていきたい。今までの経緯もありますので、そういうものを十分考慮していただいた上で、徐々にシフトしていくというような形でやっていただければ大変ありがたいなあと思っております。

【横山隆一郎委員】

今、商工会だとか農協だとか、部分的なことはわかりましたけれども、いろんな議論を進める中で、例えばここにある②に該当するもの、あるいは③に該当するもの、こういうものが具体的にどういう団体が対象になるのか、考えられるのかというようなことは事務局の方では詰められておりますか。

【企画財政部会】

今、各団体で協議を進めておる最中ですので、今ここで先に②だとか③だとか私から申し上げるのはちょっと避けたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

【横山隆一郎委員】

ということは、各団体で相互でずっと詰めているわけですね、現在ね。

【企画財政部会】

はい、今、話し合いが行われているというふうに聞いております。

【横山隆一郎委員】

表現的にはこういう表現よりしようがないのかなというふうに思うんですが、じゃあここで何が具体的に該当するのかということ、そして何が問題なんだということをやっぱり明らかにしていく必要があるのかなという気がしますので、今日でなくてもいいんですけど、そういうようなことをやっぱりきちんとしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが。

【副会長：川島町長】

ちょっと私は違っておるかもわかりませんが、要するに問題点を、法によってやるというようなもの、100%自分たちでやっていける任意的なもの、例えば商工会なんかは一つの行政区域内に二つ以上の「商工会」という名称は禁じられておるはずだと認識しております。

それからもう一つ、社会福祉協議会、これもまた一つの自治体に二つの名称の社会福祉協議会を置くということは禁じられておるわけですね。そういう法的に根拠があるものと、全く法的には根拠のないもの、あるいは自治体に特別の関与権はなくて、自分たちの定めた規約、定款でやれる場合と、いろいろ団体とかその扱いを一遍整理しないと、自治体関与、自治体の指導権、そういうものもあることはあるんですが、その辺をはっきりともう少し整理したらどうかなという感じがします。

【議長：各務原市長】

ご意見ありがとうございました。ここに公共的団体の取扱いとして①、②、③に整理できると存じますが、次回ぐらいまでに、次々回でもいいんですが、各団体の一覧表、公共的団体というのはどういうものがあるかというのを資料配付として出してもらったらいんじゃないですか。そして基本的には各団体相互間で話し合いを、必要なら行政も中に入れていただく必要があればそういたしますが、話し合いをすると。その結果、合併と同時に統一できる団体、②のように、少し時間をかけて統合に向かうという団体、あるいは全然別の独自の目的を持った団体についてはそれはそれと、こういうことで処理していけば私はいいと思います。ただ、私は思うんですが、基本的に、独自の目的を持った団体についてはそれぞれの個性を大事にして進まなきゃいけません、そうでない限り、やっぱり将来に向けては統合の方向を失ってはいかんとおもいますね、合併をするんですから。しかし、その中には、人間社会と同じように、信頼と同時に交流の深度ということが条件になってくると思いますので、この①、②、③の整理じゃないですかね。

じゃあ事務局、次回かその次でもいいんですが、一覧表を、そうでないと具体的にぴんとわからんと思うんで、お願いします。

【企画財政部会】

わかりました。

【副会長：川島町長】

法根拠もちょっと入れていただくとありがたいと思います。

【企画財政部会長】

法できちんと整理するものはさせていただきます、その他のものとレベルの差がかなりありますので、今おっしゃっていただきましたように一覧表にしまして、次回、あるいは次々回までに、整理をさせていただきます。

【議長：各務原市長】

それでは、協議第26号 公共的団体の取扱いについて、お手元に事務局の調整の方針を出させていただきますましたが、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第26号につきましては原案どおり決定いたしたいと存じます。

続きまして、協議第27号に入ります。

協議第27号の慣行の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【総務部会長】

それでは3ページからでございますが、協議第27号 慣行の取扱いについてでございます、「慣行」という言葉はちょっと聞きなれない言葉でございますが、ここで言います慣行というのは、法的には効力は持たないものでございますが、告示等によりまして自治体の象徴、あるいは姿勢をあらわしているものを指すわけでございまして、具体的にはここに示しております市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花、都市宣言などを指すものでございます。

それでは協議案につきまして朗読をさせていただきます。

市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。

都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承するということでございまして、4ページをお願いいたします。

調整の方針は、今の協議案と同様でございまして、市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。

都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承するとしてございまして、市章、町章につきましてはこのような形で定められておりますが、新市におきましては各務原市の市章を使用していくとしております。

シンボルマークにつきましては、各務原市の方で制定をしておりますが、これにつきましては、平成14年2月5日にCI戦略の一環といたしまして指定してございまして、現在もそのPRに努めておるところでございますので、引き続き使用していきたいというふうに考えております。

市民憲章、町民憲章、それから市の木・市の花、あるいは町の木・町の花につきましても、それぞれ定められてございまして、市の木、町の木はともに松でございまして、市の花、町の花は、各務原市がツツジ、川島町さんが菊ということでございまして、それぞれこの市民憲

章、市の木・市の花につきましても現行の各務原市のものを使用していきたいということでございます。

都市宣言については、各務原市が4項目、川島町が1項目ございますが、両市町の現行のものを新市に継承するというようにしております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問等ございましたら、いただきたいと思っております。

【白木 博委員】

ちょっと事務局にお尋ねしますが、市の木は松、市の花はツツジと菊と、そうありますが、この市の花を2種類以上指定している自治体というのは全国にあるんですか。

【総務部会長】

それはあると思っております。

【白木 博委員】

そうしたら、今の各務原市の松はみんないいと言わせるし、ツツジはいいとおっしゃるんで、菊もついでに入れておいたらいかんかしらんとするのやけど、それは幹事会ではどうなっていましたか。

【総務部会長】

幹事会の方といたしましてはそういう案は出ておりませんでした、こちらの協議会の方で……。

【白木 博委員】

できればそういう方が円満にいくんじゃないか、野田副会長はそれを言いたかったんやないかしらんと。

【議長：各務原市長】

という意見をいただきました。

【副会長：川島町長】

私は、一番最初はまず市章でございますけれども、一軒の家にはそれぞれ家紋もあって、日本のずうっと文化の中で育ってきていると。そういう中で、私も職員時代を思い出しますが、結構大がかりな、住民の方から募集したり、学識のある方にいろいろ見てもらったりしてできています。各務原市さんのことは私は知りませんが、どうもこれを見る限り、何か四つが寄っておるような、寄せてあるようなと。それを想定していくと、恐らく40年前の合併で鶴沼、蘇原、那加、稲羽ではないかと。私が言っていることは違っているかも知れませんが、もしそうだとするならば、私は今すぐ云々ということではなくて、今やるのはかえっておかしい話。といいますのは、まだ法的根拠がございませんので。ことし市制40周年ということでございますが、時期を見て何かの検討の機会が与えられればありがたいなあと、こんな思いでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

今、野田副会長からご発言ございましたが、これは事務局、今の市章については、市章の

説明文があったやろう。これは規約やったか、何やったね。ちょっと説明して。

【総務部会長】

告示の中で「市章の由来」ということで触れておりました、今、野田町長さんがおっしゃいましたとおりでございまして、市章の表現しているものは、旧那加町、稲羽町、鵜沼町、蘇原町は四つのひし形のごとくしっかりつなぎ合って各務原市を構成し、おのおの緊密なる協力のもとに市の発展、栄光への道を歩むことをよく表現したものですという書き方をしております。

【議長：各務原市長】

ということでございます。これは法律ではない、これは僕の個人的な意見ととっていただいたらいいんですが、各務原市の現在の市章でいくということにして、そして、二つにしておったと思いますね。できれば、新市の合併の時までにできると一番いいと思うんですが、できなくても新市でもってやってもいいんですが、今の事務局の読んだ告示の文章を訂正するか、ものは考えようで、それを訂正して、やっぱり履歴は大事なんで、もともとは旧4町でここをつくったんですよと。それで何年何月に川島町と合併したんで、この四つの中に川島町も入っていますよと。あんまり四つとか五つということにこだわらんわけや。そういうふうな文章を直すか、もう一つ、うちに長谷川ディレクターがおるでしょう。彼は、つい最近、二科展で入選したでね。元那加中学の校長先生の長谷川さんは二科展に入賞したくらいの人ですから、彼に頼んでここへもう一つひし形を上手に入れてやるかということだと思っんです、将来はね。しかし、一旦はこの原案、調整の方針としては、市章、シンボルマーク、市民の市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用すると。都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承するということですから、まず順番に、市章は一旦はこうしていただいて、いずれこのデザインを、もう一つひし形を加えるか、あるいはこの四つのひし形の紋どおりにして、その告示の内容の文章に新たに一行加えるかということだと思っね。

それで、さっき白木委員がおっしゃった菊をこの中に、これは内々ですが、僕が個人的に川島町のある幹部の方に、松はうちも川島町も一緒なんです、うちはかくかくしかじかでツツジが入ったんですが、川島町さんはどうして菊が入ったんですかと聞いたら、そのとき流行っておったでやと。まあ、正直なところだと思っんやわ。だから軽いとか重いという意味じゃないですよ。うちはツツジがたくさんあったでやと、山にね。それで白木委員は、各務原も菊は結構やっておるわね、今。ということやで、菊を入れたらどうやというご意見ですが、ちょっとそれを楽しく審議しましょう。

【副会長：川島町長】

まだ自然の花が最近両町にまたがってあるんですけどね。

【議長：各務原市長】

黄色いやつか。

【副会長：川島町長】

ちょっとあれは外来種やでのう。あれだったら両市町真っ黄黄。

【議長：各務原市長】

どうですか事務局、議論にならなんだ。

【総務部会長】

複数でも問題はございませんので、この協議会の場でお決めいただければ、そのように扱っていきたいと思います。

【副会長：川島町長】

複数というのはどうなんやね。

〔発言する者あり〕

【総務部会長】

それでは原案のとおりでよろしゅうございますか。

【議長：各務原市長】

そのほかいいかね、皆さん。

【小島 武委員】

なしで結構です。

【議長：各務原市長】

それじゃあ、この市の木・市の花については原案のとおりいくと。しかし、また将来増えることもあると。正直言うと、シデコブシなんかも本当は入れたいと思う、将来ね。シデコブシ、各務原独特のね。そんなことをやっておるとややこしくなるから将来に考えるということで、原案のとおり。

それでは、協議第27号 慣行の取扱いについては原案どおりということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。さよう決定いたしました。

続きまして、協議第28号に入ります。

協議第28号の介護保険事業の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【福祉部会長】

それでは、協議第28号 介護保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

まず調整方針でございますが、5ページでございます。

介護保険料については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度については、不均一賦課を実施するという方針でございます。

次に6ページをご覧くださいと思います。

調整方針につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

現行の介護保険料につきましては、現在、第2期介護保険事業計画の事業の中で実施をされております。保険料の期間が平成17年度までの保険料となっております。17年度末までは

不均一賦課を実施していくということでございます。ここの表をご覧くださいと思いますが、第3段階、これが基準額でございますが、各務原市が年額3万8,400円、川島町が年額3万5,520円、差が2,880円でございます。月額に直しますと各務原市が3,200円、川島町が2,960円ということで、月額では240円の差となっております。これらの保険料につきましては、第3期の介護保険の策定委員会におきまして、平成18年度から介護保険料の均一化を図っていこうという方針でございます。

それから2番の方でございますが、納期についてです。普通徴収につきましても若干の差がございます、各務原市では1期から9期までということで、7月1日から翌年の3月までが納期でございます。川島町は、第1期が4月に始まりまして翌年度1月までということで、10期に分かれております。これらの納期につきましても各務原市の例によるということで、ただし、17年度までについては旧市町の例によるということで、18年度以降、各務原市に統一を図っていきたいという方針でございます。また、特別徴収につきましても両市町とも同じ徴収方法でございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございます。協議第28号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、いただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

介護保険の料金でございますけれども、これはたしか国で3年間たって見直すという法律ですね。今度、17年までは現行のものでいくという、あと18、19、20について17年度中に策定すると、確かそんなようなことですかね。

【福祉部会長】

そうでございます。

【副会長：川島町長】

その中で、これはちょっと他の話でございますけれども、これを決めるのは見積もりの段階で非常に難しいんでございますけれども、事業予測を立ててそれぞれ市町村が決めていくと、こんなようなシステムで、例えば今、郡内でも、まあ安くいけるんじゃないかというようなことでやってみたら、3年たったら一挙に数百円上げなきゃやれんという市町村も出てきておるんで、その間、借金してやっておられるという事例も聞いております。どうも今までのこの3年間を見ておると、やっぱり介護の事業者、あるいは介護保険施設がたくさんあるところ、言いかえるとサービスが受けやすい地域というのは、どうしてもそういうことになりやすいのではないのかなと、こんなことを思っております。ですから、17年度にきちんと見直しをやって、うちの方では介護事業者そのものが町内にはないんじゃないか、ちょっと助役さん、あるんか、町内に。あそこはあるよ、特別養護老人ホーム一つだけやないかなあ。

【横山勝利委員】

そうです。

【副会長：川島町長】

そういうことで、サービスがある意味では受けにくい地域にもなるのかなと。こうやって料金を見ると一目瞭然かなあというような感じがします。いずれにしても、これは法に基づいて積算されるべき内容でございますので、こういうことで結構かと思えます。

【議長：各務原市長】

そのほかございませんか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、協議第28号につきましては原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。協議第28号につきましては原案どおり決定されました。

続きまして、協議第29号に入ります。

協議第29号の電算システム事業の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

よろしく申し上げます。

9ページからの協議第29号 電算システム事業の取扱いについてでございます。

電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとするというものでございます。

10ページをご覧くださいと思います。

対象といたしました電算システムは、一番左の区分欄の右の欄に掲載しました主な該当システムを対象としております。それらを、一番左端にございます区分欄にありますように、住民記録システムなどの住民サービス関連システム、財務会計システムなどの内部業務関連システム、そしてインターネットを使いますホームページ関連のWebサイトの機能の三つに大別しました。そして、そのうちの住民サービス関連と内部業務関連につきましては、さらに横断的に利用する全庁的対応と個別に利用する各課個別対応の二つに区分しております。そして、主な該当システム欄の右側にございますように、それぞれの区分に基づきまして各務原市と川島町の状況を把握し、それぞれの調整（統合）方針を一番右の欄、右端にそれぞれ掲載しております。その基本的な方針としましては、合併に期限があることから、安全・確実な方法により電算システムを統合し、市民サービス、住民サービスを中断させないようにするというものでございまして、原則として、繰り返しになりますが、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するというものでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ご意見、ご質問ございましたら、いただきたいと思えます。

【副会長：川島町長】

今、片方では公開、相反して個人情報保護ということで、ちょうどうちの方も、ちょっと遅れておりますけれども、今議会で提案をしたところでございます。そういうことをきち

んとやっておかないかということをおもいますし、私は合併の中でのスケールメリットを生かしたのものには幾つかあると思うんですけども、これこそ早く統合してスケールメリットを生かしていくと。一つにすればそれだけのコストというものはおのずと安くなると、このような私は考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長：各務原市長】

ありがとうございます。

それではお諮りをいたします。第29号につきましては原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。第29号につきましては原案どおり決定されました。

続きまして、協議第30号に入ります。

第30号の学校教育事業（義務教育）の取扱いについてを専門部会から説明願ひます。

【教育部会長】

協議第30号の学校教育事業（義務教育）の取扱いについてご説明申し上げます。

調整の方針、四角に書いてございますが、義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。

なお、川島町の小中学校の就学区域（校区）については、現行のままとするということでございます。

12ページをお開きください。

調整の方針については、先ほど読み上げましたので、割愛させていただきます。

項目の1. 学校管理・運営に関することにつきましては、一番右に書いてありますように、旧市町の就学区域（校区）はそのまま存続させ、新市の小学校は17校、中学校は8校となるものでございます。その下の条例、規則は、各務原市の現行方式に統合するものでございます。

2番目の学校施設改修事業に関することにつきましては、川島小学校及び川島中学校の現状を把握し、各務原市の改築・耐震補強計画などに組み入れ、一体的な調整を行うものでございます。

次のページの3番目ですが、就学援助に関することにつきましては、支払い回数には違いがあります。総額が同じであるため、各務原市の例により支給する。ただし、平成16年度については、旧市町の例によるものでございます。17年度から統一するものと考えております。

4番目でございます。学校給食に関することにつきましては、旧市町の各施設を利用して現行のとおり実施するものとするということでございます。給食費につきましても、各務原市の金額とする。ただし、平成16年度につきましては、それぞれの旧市町の例によるものでございます。

最後になりましたが、5番目、児童・生徒の健康管理（小児生活習慣病に対する業務）で

ございますが、小児生活習慣病に対する医師会との連携を深めた取り組みや、夏季休業中の健康教室における全体指導・個別指導の実施など、各務原市の現行方式で行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

ご意見、ご質問ございましたら、いただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

教育長さんにちょっとお尋ねなんですけれども、協議ではなくて。今、各務原市さんの中で、小学校が16校ですね、中学も7校やね。この中で、まず第1点、就学区域の問題でございます。特に中学校なんか、いろんな問題もあちこちに出てきて、特別な形でそういう特殊事情については通学区域を変更されている実態もあるの。

【教育部会長】

就学区域の変更は非常に弾力的になっています、今現在。いろんなパターンがございますが、今おっしゃったことは非常に他の市町村よりは緩やかになっておると思います。

【副会長：川島町長】

そうしますと、川島地区に住所を有する者は原則はもちろん川島中学校ですが、いろんな諸般の事情等があれば、例えば稲羽中へ行くとか、そういうこともいいということですか。

【教育部会長】

はい、可能でございます。

【副会長：川島町長】

それから、これはむしろ新市建設計画の中で討議すべきことと思っておりますけれども、今、生徒・児童数は天井なのか、天井でないのかはちょっとわかりません。川島の小学校は今のところ、毎年、特別教室で、使っているところを普通教室に変えなきゃいかんというようなことで、とりあえずそこは他へ入れればよいということで倉庫なんかつくってやっております。またこれは新市建設計画のときに、文教施設、特に各務原市の場合は耐震がかなり進んでおられるというふうに承知いたしておりますが、うちの方もやらなきゃならん時期にすべての公共施設がかかっている。特に私は子供のことをいつも心配しておりますので、調査その他をしていただいて、新市建設計画の中で計画的に、まずは文教施設からぜひともお願いしたいと思っております。

【議長：各務原市長】

そのほかございませんか。

【長谷川匡一委員】

どうでもいいことですが、今、野田副会長も言われましたが、生徒と言っておいて児童と呼ばれるが、この表の中に中学校も「児童」数になっていますが、これは「生徒」に変えておいていただいた方が。

【教育部会長】

訂正します。

【副会長：川島町長】

それからもう一つ大事なこと。一つの市町村に一つの教育委員会は当たり前ですが、便宜上、地方自治法で許すこととして、いわゆる今は、中途半端といえば中途半端な形の教育委員会を4町で構成しております。一部事務組合でもございません。協議会方式でもございません。機関の共同設置というようなことで、教育長さん以下スタッフの机は、初めは笠松地区内にありましたが、今は岐南町地区内にあります。川島の教育長さんは今岐南町の中に机を持っておられるということで、4町の教育長さんを兼務というような格好です。その辺がございまして、この協議した中身につきましては、それは私の方で調整をしていかならん仕事だというふうにはもちろん思っております。そういう教育委員会の組織であるというご認識も、もちろんご承知のことでしょうが、調整が必要となるという案件も多数ございまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

【教育部会長】

はい、そういうふうに認識しておりますので。

【議長：各務原市長】

ご意見も尽きたようでございまして、改めてお諮りいたします。協議第30号につきましては原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、さよう決定させていただきます。

続きまして、協議第31号に入ります。

協議第31号の社会教育事業（公民館）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【教育部会長】

協議第31号の社会教育事業（公民館）の取扱いについてご説明申し上げます。

先ほどと同じように、調整の方針でございまして、川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による。

川島町公民館主催事業は、合併後5年を目処に事業の継続について調整するものでございます。

16ページをお開きください。

先ほどと調整の方針は同じでございまして、割愛させていただきます。

1番の名称につきましては、「川島町公民館」の名称を「各務原市川島公民館」とするものでございます。

二つ目として休館日につきましては、休館日は、合併までに調整し統一を図るものでございます。

三つ目の開館時間でございまして、開館時間は、合併までにこれも調整し統一を図るものでございます。

4番目の公民館事業につきましては、川島町公民館の主催事業に関しては、合併後5年を目処に事業の継続について調整するものでございます。

五つ目の利用者につきましては、各務原市の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問ございましたら、いただきたいと思えます。

【白木 博委員】

ちなみに、川島町さんの公民館の年間使用者数はわかっていますか。

【教育部会】

おおむね今覚えている数字ですが、年間大体5万人ぐらいというふうに把握しております。それから余分ですけれども、大体130団体ほど現在公民館で団体登録しております。以上です。

【議長：各務原市長】

そのほかご質問等ございましたら、いただきたいと思えます。

これは公民館事業として川島町、各務原市それぞれ列挙してありますが、例えば国際交流事業とか文化財保護事業というのは、各務原市は公民館事業としてではないけれども、ほかの例えば産業部とかそういうところでやっておるでしょう。区分が違うんでしょう。そういうことやね。

【教育部会長】

はい。

【副会長：川島町長】

ここは国際交流協会がございませぬけれども、100%民意ということで、助成金だけで運営してもらっておるということです。全く自由ということでございます。

私、これは法律的に問題があるのかどうかは別として、議会で教育委員会を議決してもらって教育委員さんに辞令を与えておいて、今度は逆にその教育委員さんから辞令をもらって公民館長を兼務しております。法律のことはちょっとグレーゾーンかもわかりませんが、これは川島町の伝統でございます。いろんな面で便利かどうかも知りませんが、しかし、ほとんどは町長の仕事で頭の中はいっぱいということで名前だけということです。生涯学習宣言のまちというようなこともずうっと伝統的に、まさに私はここがこの地域の人々の本当に学び集い結びの場というようなことで、私は活況だというふうに思っております、一小学校区としては。

それで、ぜひとも私は、行政として最低限の条件というようなものはやっていく必要があると。最低限の行政としての条件はいろいろございませぬが、一つは、地域の人々が気楽に集って、安い料金といひませぬか、そういうものでここに来れるという場の問題。二つ目は機能でございます。うちの場合、特にこれは教育委員会の機能そのものが中途半端的なこともございませぬでやむを得ないという面もあると思えますけれども、ちょっと失礼な言

い方をしてごめんなさい、囑託の方が館の守りだけしてあとはどうぞということも、地域の人が主体的にやっていくというのが社会教育の事業でございますから、それはそれでよしとするんですけれども、私はやっぱりそうではなくて、一定の、指導というと大げさでございますけれども、指導、助言、相談、そういうようなものをとにもかくにも一定の調整期間に、今の5年はちゃんとこれでいいわけでございます、その間よく見ながら、よろしくお願ひしたいというようなことを思っております。地域のまさに集いの場、地域の人々の学びの場、地域の人々がコミュニティをつくっていく核となるような場であると。そんなことでございます。他の地域とのバランスもありますから何もかもはいきませんが、私は最低限そういった、気楽にちゃんと集まれる、料金はもちろん格安、だれでも利用できるようなものにする。それから二つ目は、今も言ったように、館のかぎをかけたりのような人だけではなくて、一定の企画・指導ができる職員の配置、そういうものについてできる限りお願ひしたいと。以上でございます。

【教育部会長】

わかりました。

【村井宏行委員】

ここで質問していいかどうかよくわからんですが、ちょっと疑問に思った点が一つあるんですが、川島町は町民プールというのがありますけれども、公民館で多分管理していると思うんですが、このプールの扱いはどうかなと思ひましてちょっとお聞きたいんですが。

【教育部会長】

それにつきましては、下にただし書きが書いてありますので、別途協議するということになっておりますが、今の話もそのときに話を詰めさせていただきます。

【村井宏行委員】

具体的にはまだと。

【教育部会長】

まだ具体的ではないということです。よろしくお願ひします。

【議長：各務原市長】

そのほかご意見も尽きたようでございますので、改めてお諮りいたします。協議第31号につきましては原案どおりお認めいただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。さよう決定させていただきます。

続きまして、協議第32号 社会教育事業（図書館）の取扱いについてを専門部会から説明願ひします。

【教育部会長】

それでは、協議第32号の社会教育事業（図書館）の取扱いについてご説明申し上げます。

「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。

休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例によるものでございます。

次の20ページをお開きください。

調整の方針については、同じように割愛させていただきます。

1. 名称につきましては、「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とするものでございます。

2の休館日につきましては、休館日は、前と同様、合併までに調整し統一を図るものでございます。

開館時間も同じように、合併までに調整し統一を図るということでございます。

4の利用者につきましては、各務原市の例によるものといたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問ございましたら、いただきたいと存じます。

【副会長：川島町長】

稲羽地区には大の川島町ほんの家の愛好者がいらっしやいまして、随分ご利用をいただいております。

【白木 博委員】

ちなみに、川島町さんの蔵書数はどのぐらいですか。

【教育部会】

7万 5,000部ちょっとでございます。児童書、一般書を合わせまして。

【横山隆一郎委員】

CDは入っておるの。

【教育部会】

CDはカウントしてございません。

【横山隆一郎委員】

カウントなし。CDの類がすごいやろう。

【議長：各務原市長】

雑誌がほとんど全部あるな。雑誌は岐阜県一番ですな。

【副会長：川島町長】

だから、新聞とかそういうものをちょっと読まれるという男性の方もね。市販の有名な雑誌は大概入っています。

【議長：各務原市長】

ご意見はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、協議第32号につきまして原案どおり決定したいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

さよう決定されました。

続きまして、協議第33号 社会教育事業（歴史民俗資料館）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【教育部会長】

協議第33号の社会教育事業（歴史民俗資料館）の取扱いについてご説明申し上げます。

調整の方針ですが、「川島町ふるさと史料館」を「各務原市木曾川文化資料館」に名称変更する。

休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図るものでございます。

22ページをお開きください。

調整の方針については、割愛させていただきます。

1. 名称につきましては、「川島町ふるさと史料館」を「各務原市木曾川文化資料館」に名称変更するものでございます。特に史料館の「史」の字がこういうふうに配慮してあります。

2 番目、休館日でございますが、休館日は、合併までに調整し統一を図る。

三つ目の開館時間でございますが、開館時間についても同様に、合併までに調整し統一を図るということでございます。

4 番目の利用者につきましては、両方とも同じように、制限なしでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ご意見、ご質問ございましたら、いただきたいと存じます。

【小島 武委員】

「各務原市木曾川文化資料館」という名前になるというふうに書いてありますけど、このままではいかんでしょうかね、今までの名前では。どうしても変えないかんもんですかねえ。

【教育部会長】

ご説明いたします。合併に伴いまして、やはりこちらの川島町独自のいろいろな文化がございますので、この際、特に内容的に木曾川を中心にいろいろな産業とか交通のこともございますので、この「木曾川文化資料館」という名称を提案させていただいております。

【小島 武委員】

だから、提案はわかりました。それはわかっておるんですよ。だから、決めないかんもんか。

【議長：各務原市長】

今のは専門部会の案でございますから、ここで決めるわけですから、ご遠慮なくご自由にご意見いただきたいと思っております。

【村井宏行委員】

展示内容というのは変わらないわけですか。名称変更だけで、中身は変わらないというこ

とですか。

【議長：各務原市長】

そうでしょう。

【教育部会長】

はい。

【副会長：川島町長】

頭の中にあっただのは、ちょうどこのとき私は係をやっておって、議論に議論を重ねたのは史料館の「史」の字なんです。これは造語でございまして、こんなものは国語を引いても出てきません。こういうのは川島には結構ございまして、例えば皆さんのお手元に入っている企業の名前、エーザイ川島工園というのがあります。普通は川島工場かそういうことになりますが、これも造語でございまして。造語にはいろんな思いというものがあるわけですが、私は、川島そのものが丸ごと木曾川ということに変わりはないというようなことで、今言われたようなことにはこだわりませんが、この「資」を普通に使うのがいいのか、こだわって「史」の造語にするのがいいのか、そういうものをもう少しちょっと、おもしろいんじゃないかと思うんですけども。

【議長：各務原市長】

という意見でございます。

それじゃあ、ここで私が一つの提案をいたします。やっぱりこのままではまずいと思えますね、「川島町」という言葉が入っていますからね。ので、私の個人的な提案ですが、「各務原市川島ふるさと史料館」、史料館はやっぱりもとの字がいいですね、歴史の「史」。いや、あんたのまねしたわけやないよ、おれはそう思う。もう一度言いますと、「各務原市川島ふるさと史料館」、史料館はもとの字と。ですが、だれもこのとおり長いこと読まんでね。読むときは「ふるさと史料館」と読むでしょう、みんな。ということで、そういうことを改めて私は提案、その方がいいことないかな。

【星野鉄夫委員】

私も今聞いていまして、やっぱりそれぞれの歴史とかいろんな思惑だとか思いがあるわけですから、今、森市長のおっしゃった案が中庸でいいんじゃないかなあというふうに賛成をしたいと思います。

【議長：各務原市長】

それじゃあ「各務原市川島ふるさと史料館」といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

さよう決定させていただきます。

それでは、協議第33号につきましてはそのように決定したいと存じます。ありがとうございました。

本日予定されておりました議題につきましては以上でございますが、その他、確認事項が

あるようでございますので、事務局から説明させます。お願いします。

【事務局】

確認事項の一つ目は、小委員会の設置についてお願いでございます。

前回の協議会でご説明申し上げましたとおり、新市の建設計画の策定の事務が今後入ってまいります。それで、現在、事務局におきまして、基礎データの収集とか分析、あるいは両市町の主要施策の整理、また先般行いましたアンケート調査の集計・分析等を現在行っております。こういったものがまとまり次第、協議会へご報告をさせていただくことになるわけでございますが、協議会の中で細かい分析とか整理・集計についての全部の議論をしていただくのは大変時間が必要になってくるわけでございます。したがって、事前にそういったことを調査・審議していただくために、新市建設計画の策定に関する小委員会の設置をできればお願いしていきたいということでございます。それで、その策定につきましてはその小委員会への付託をお願いしたいということでございます。

なお、この小委員会の委員につきましては、小委員会設置規程によりまして、必要に応じて会長が協議会の委員のうちから指名するということになっておりますので、よろしく願います。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございます。そこで、これは相談でございますが、新市建設計画策定に関する小委員会の委員の案の名簿が手元へ来ておりますので、読み上げさせていただきます。ご異議なければこの方にご指名を申し上げたいというふうに思います。

横山隆一郎さん（2号委員）、それから尾関益男さん（2号委員）、松田之利先生（3号委員）、松原史尚さん（3号委員）、村井宏行さん（3号委員）、小森利八郎さん（1号委員）、横山勝利さん（1号委員）、以上でございます。

以上7名の委員を指名させていただきます。よろしく願います。まことにご苦労さんでございますが、後日、事務局から小委員会の開催についてご連絡申し上げますので、よろしく願います。

それでは、事務局から引き続き確認事項の説明を願います。

【事務局】

それでは確認事項の二つ目、合併協議項目の協議状況についてご説明申し上げます。

お手元の黄色い表紙の確認事項1ページをご覧ください。これは第5回合併協議会までに協議された項目を一覧表にしております。すべてはご説明申し上げますが、前回、第5回の分だけ簡単にご紹介いたします。

6番、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、7月9日第4回の協議会で小委員会に付託された議案ですが、前回、第5回に小委員会の提案どおり承認されました。

続きまして12番、条例、規則等の取扱いにつきましては、原案どおり承認されました。

18番目、町名、字名の取扱いにつきましては、いろいろな意見が出されたため、継続協議となっております。

20番の国民健康保険事業の取扱いにつきましては、原案どおり承認されました。

2ページを見ていただきたいと思います。

各種事務事業の取扱いの中では、(1) 友好都市提携・国際交流事業の都市交流ということで、これは原案どおり承認されました。同じく(3)の広報広聴関係事業、これも原案どおり承認されました。(5) 交通関係事業、コミュニティバスに関しても、原案どおり承認されました。(14) 建設関係事業、都市計画につきましても、原案どおり承認されました。

以上が合併協議項目の協議状況についてのご案内です。

続きまして、もう一つ確認事項がございます。

第7回以降の合併協議会開催日程等についてご説明いたします。

今回は、10月7日火曜日午後2時から、各務原市産業文化センター3階の特別会議室で開催いたします。第8回以降につきましては、現在調整中ですので、決まり次第ご連絡いたします。

もう1点、確認事項がございます。

川島町内主要施設等視察についてご説明いたします。

この協議会が終了後、マイクロバスにて川島町内の主要施設の視察を計画しております。コースにつきましては、確認事項3ページのとおりでございます。会議が終わり次第、バスに乗っていただきますようお願いいたします。バスは、公民館南の道沿いに止まっておりません。以上です。

【議長：各務原市長】

以上でございますが、皆様のおかげをもちまして、滞りなく会議が進行いたしました。心より感謝を申し上げます。

【副会長：川島町長】

この前、今、事務局の方からまだ継続だよとかいろいろありましたが、一つでも決着がつけばいいんですが、その中に、字名をどうするかということが継続になっておりまして、これはいろんな僕は考えがあってしかるべきであるし、それはそれでよしとするんですが、実は、これは各務原市さんの中ではございません。川島の中のいろんな階層、人々と、いろんな議員がそれぞれ分担していただきまして、それぞれご意見を調整というか、その結果をちょっとご報告させていただきますと、圧倒的に「川島」という文字を残してほしいと。これを各務原市さんの、僕は二、三人に聞いたのですが、ある事例を申し上げました。今、合併協議を進めておりますが、「各務原市小網」って、あんた、わかるかという話を聞きましたら、全然わからないと。「各務原市川島小網」だったらわかると。字のはっきりしたことはわからんけれども、川島の中の町内だということはわかるということですね。今度、川島の方に、例えば蘇原とか鶯沼へ行くと東町、西町というのがあるんかね。川島の方に「各務原市西町」ってわかるかと聞くと、そんなもの全然わかるはずがないということなんですね。これは将来的なことはあると思いますが、私は、各務原市さんは各務原市の中身のことでそれは十分にご検討をいただくということにして、川島の方としてはそんな意見が多かったと

いうことは確実だというふうに思っておりますので、ご参考のためによろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

じゃあ事務局さん、次回の合併協議のときにそれを決めましょう。議題へ上げてください。

ということで、おかげをもちまして第6回木曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後3時20分 閉会